

## 相次ぐ不法投棄を未然に防止 ～伐採による見通し確保、規制柵を設置～

4月24日に石巻市前谷地字龍ノ口山地先の江合川右岸河川敷に、廃タイヤ約30本の投棄が確認されたことから、石巻警察署に通報の上、警察との現地立会を実施し、その後注意喚起看板の設置を行ったところ  
です。

※5月8日記者発表済み

当該箇所付近は、昨年来、悪質な不法投棄が相次いでいることから不法投棄された廃タイヤの撤去を行うと同時に、周辺の竹林を伐採して見通しを良くし、合わせて規制柵の設置を行います。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

■日 時 5月22日（水）午前9時から

■場 所 石巻市前谷地字龍ノ口山地先（江合川右岸河川敷）  
※次頁参照

■作業内容 ①不法投棄された廃タイヤ約30本の撤去  
②竹林の伐採及び規制柵の設置  
③注意喚起看板の設置（増設）

■参 考 北上下流河川事務所のホームページで不法投棄の「ゴミマップ」がご覧になれます。

※ゴミマップのアドレスはこちら↓

[http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/\\_update/whatsnew/h24/121029/121029\\_gomimappu.pdf](http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_update/whatsnew/h24/121029/121029_gomimappu.pdf)

●罰則については、以下のとおりです

- ・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所



石巻市蛇田字新下沼80

電話0225-95-0194（代表）

副所長 さとう まさあき 佐藤 正明（内線205）

管理課長 さいとう たくみ 齋藤 巧（内線331）

# 別図

 撤去済み  
 今回撤去

H25. 4. 24発見【H25. 5. 7警察立会】  
 廃タイヤ約30本



H23. 11. 11発見【H23. 11. 11警察立会】  
 廃タイヤ16本



H25. 1. 24発見【H25. 1. 24警察立会】  
 廃タイヤ9本



作業箇所：江合川右岸  
 石巻市前谷地字龍ノ口山地先  
 ※5月22日 9時作業開始

**警 告**

河川区域にゴミを捨てる行為は、**法律に違反**します。速やかに撤去して下さい。




国土交通省浦谷出張所では悪質な不法投棄と判断、石巻警察署に通報、6月7日に合同で現地検証を実施しました。

※自撃情報等があれば、下記の電話番号にお電話下さい。  
 国土交通省浦谷出張所 電話：0229-43-3218  
 石巻警察署 電話：0225-95-4141



H24. 8. 3発見【H24. 8. 3警察立会】  
 家庭ゴミ等



H23. 7. 22発見【H23. 7. 27警察立会】  
 廃タイヤ22本 ※自主撤去

## 当日の作業の流れ（イメージ）



① 見通しを良くするため、現場周辺の竹木を伐採し、不法投棄されたタイヤを撤去します。



② 不法投棄がなされないように、現地に規制柵の設置を行います。



③ 規制柵の間にトラロープをはわせ、注意啓発看板を設置（増設）します。